

Q 1 社会福祉施設等の防火安全対策、とりわけスプリンクラーの設置義務強化について、お聞きします。

全国各地で社会福祉施設等の火災により死傷者が発生するたびに、防火安全対策の強化が図られています。

平成25年2月の長崎市の認知症高齢者グループホームの火災を契機とした、平成25年12月の消防法施行令の改正では、延床面積275㎡以上とされていた面積要件が撤廃され、原則として、全ての社会福祉施設に対しスプリンクラーの設置が義務付けられました。

そこで、高齢者施設、障害者施設の対象施設数やスプリンクラーの設置状況はどうなっているのかを、介護事業者課長、生活基盤推進課長、それぞれから説明してください。

A (介護事業者課長)

- ・ 高齢者施設のスプリンクラー設置状況についてお答えする。
- ・ 今年8月に市町村を通じて調査したところ、例えば、

認知症高齢者グループホームでは、633 施設中、621 施設で設置済み又は不要、12 施設は設置が必要だが、29 年度までに設置予定。

有料老人ホームでは、821 施設中、796 施設が設置済み又は不要、25 施設は設置が必要だが29 年度までに設置予定。

なお、この他、未届の有料老人ホームが府内で 106 施設あることがわかっているが、設置状況については、今回の調査では把握できていない。

A 1 (生活基盤推進課長)

- ・ 障害者グループホームのスプリンクラー設置状況について、お答えする。
- ・ 平成26年7月に府内の障害者グループホームの事業所を対象に調査を行い、1, 245 戸から回答があった。

高齢者の施設とは異なり、80%にあたる999戸が4人以下の比較的小規模なグループホームとなっている。

- ・ スプリンクラーは、1, 245 戸中61戸が設置済み。消防法令上、スプリンクラーの設置が義務付けられる、重度の障害者が定員の概ね8割を超えるグループホームは431戸あり、そのうち34戸が設置済みと、設置率は1割に満たない状況。

- ・ また、平成28年7月に、府営住宅のグループホーム563戸について調査を行った。

府営住宅を活用したグループホームの入居者はすべて4人以下で、563戸のうち、スプリンクラーの設置が義務付けられる障害者グループホームは119戸あるが、いずれもスプリンクラーの設置はない。

Q 2 今回の消防法施行令は平成 27 年 4 月から施行され、施行日以前から開設している事業所については、平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置期間が設けられています。

経過措置期限まで残すところ 1 年半となりました。それでは、スプリンクラーの設置促進に関して、どのような財政支援策があるのですか？両課長に伺います。

A 2 (介護事業者課長)

・ 高齢者施設については、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金による補助制度があり、国から市町村を通じて施設に補助されており、申請のあった認知症高齢者グループホーム等は採択されている状況。今後とも、市町村が各施設に対して、スプリンクラー設置を促していただくよう働きかけてまいります。

A 2 (生活基盤推進課長)

・ 障害者グループホームのスプリンクラー設置に対する財政支援策は、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金特別対策事業費補助金が、改正消防法の施行と同時に平成 26 年度末で廃止された。

したがって現在は国制度である、社会福祉施設等施設整備費補助金のみとなっている。

・ なお、平成 28 年度は 18 のグループホームについて、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付を予定しているが、さらに設置を促進すべく、今議会に補正予算案を提出している。

Q3 現在の設置状況と経過措置期間を考えると、障害者グループホームにおけるスプリンクラーの設置促進は喫緊の課題です。

しかしながら、障害者グループホームは、先ほどお聞きした府営住宅や、民間の賃貸住宅の一室を活用した小規模な住戸が多く、施工に際しては家主の了解が必要ですし、また比較的財政規模の小さい事業者が多いことから、退去時の原状復帰費用も含め、財政負担が大きく大変だと聞いています。

グループホームにおける火災等に対する安全確保は重要ですが、スプリンクラーの設置ができないことで、転居や退去等が余儀なくされることがあってはなりません。

特に、府営住宅を利用したグループホームで、設置が義務付けされている住戸で設置が未だに「ゼロ」と言うのは大問題です。生活基盤推進課長の所見を伺います。

A 3（生活基盤推進課長）

- ・大阪府内の障害者グループホームは小規模なものが多く、賃貸住宅を活用したものが、87%を占めている。さらに、重度の方が暮らす割合は、全国平均の3倍強に上る。
- ・一方で、夜勤、当直、オンコールなど夜間支援体制を導入している障害者グループホームは85%に上っており、一定の安全性は確保されているものとする。
- ・以上の状況から、火災等に対する安全確保が担保される範囲で、スプリンクラーの設置を要しない要件を拡大していただくよう、平成27年12月に総務省消防庁に対し、本府及び府内全市町村障害部局の総意として要望した。
- ・消防庁からの回答は、新たな緩和等に関する通知を出すまでもなく、各自治体消防の判断で要件緩和が可能というもので、実際に大阪市消防局は一定の条件の下で要件緩和を実施している。
- ・このため、大阪市消防局と同様の緩和策の検討を自治体消防に働きかけるよう、各市町村障害部局へ要請したほか、各自治体消防が集う会議に出向き、協力を求めてきたところ。
- ・現在、各自治体消防の対応状況を集約中であるが、グループホームは障害者の地域での生活を支える重要な施設であるため、引き続き市町村と連携して対応していきたい。

Q 4 障害者グループホームについて、入居者の安全確保が担保される範囲内での、スプリンクラーの設置を必要としない要件の緩和等については、引き続き真摯な対応をお願いします。

一方、家主の了解や財政負担の問題はあるものの、スプリンクラーが設置できれば、入居者の安全面の向上が図れることは間違いありません。

助成を受けて整備できることが望ましいわけが、社会福祉施設等施設整備費補助金の予算枠には限りがあります。融資制度としては、福祉医療機構が実施している「福祉貸付事業」において、スプリンクラー整備に対し融資率や貸付利率等を優遇する融資を実施しています。スプリンクラーを設置したい事業者に対する支援策の充実が必要と考えますが、生活基盤推進課長の所見如何。

A 4 (生活基盤推進課長)

- ・スプリンクラーの設置を希望する事業者に対しては、社会福祉施設等施設整備費補助金が対象になることや、福祉医療機構の融資制度の優遇措置等について、引き続き周知を図っていく。

- ・また、社会福祉施設等施設整備費補助金の拡大、スプリンクラー設備に特化した基金の創設について、府の最重点要望項目としたほか、全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会など、あらゆる機会を通じて国に要望してきたところ。

- ・ご指摘の、支援策の充実については、国及び福祉医療機構に対して、優遇融資制度の継続など、事業者の負担が少しでも軽減されるよう強く要望していく。

(要望)

スプリンクラーの設置が促進されるよう、事業者の財政負担を軽減する支援策の充実について強く国へ要望していただくようお願いしておきます。

また、ハード面の対策と併せ、利用者の安全確保等について事業者を指導していくことも重要です。

今後、スプリンクラーも含め、事業所における非常災害対策に関するチェックや指導についてもしっかりと行うようお願いします。